

代用管布設工事費負担金に関する確認書

私は、この度、津島市 町 に、
給水装置の設置工事を申し込むに当たり、所定の分担金のほかに、給水申込者に対する工事費負担の特例に関する規程に定められた負担割合により算出された負担金（代用管布設工事費負担金）を納付しますが、工事完了後は津島市上水道条例の規定により当該施設（公道部分）にかかる一切の権利を市に委譲することを確認しました。
なお、下記事項を了承し、後日のためにこの確認書を提出します。

記

1 代用管布設工事費負担金の性格

この負担金は、申請地に給水を受けるための工事にかかる負担金であり、工事完了後において申請者（納付者）の権利、義務は発生しないものである。

2 工事完了後の取り扱い

- (1) 工事完了後は、配水管施設は全部市の所有とする。
- (2) 工事完了後に、当該配水管施設より新たに給水装置工事の施工をする際にも、申請者（納付者）の了解なしで工事を施行するものとする。
- (3) 工事完了後の当該配水管施設の維持管理は、市において実施する。

令和 年 月 日

申請者（納付者） 住 所
氏 名

（宛先）津島市長